

第1節 災害復旧・復興計画

全 部

この計画は、大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い地域を構築していくことを目的とする。

1 災害復旧・復興の基本方向の決定**(1) 基本方向の決定**

市及び県は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、又は災害に強い地域づくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて、早急に検討し基本方向を定める。

(2) 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、市が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

(3) 女性及び要配慮者の参画促進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から、女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

(4) 職員派遣等の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

また、市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2 災害復旧計画**(1) 基本方針**

市及び県は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強い地域づくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行うものとする。

これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

(2) 事業計画の策定

市及び県は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画はおおむね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定するものとする。

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

・ 河川

・ 道路

- ・砂防設備
- ・林地荒廃防止施設
- ・急傾斜地崩壊防止施設
- ・下水道
- ・公園
- ・地すべり防止施設

イ 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

ウ 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

エ 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法、清掃法)

オ 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法)

カ 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

キ 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法)

ク 公立医療施設災害復旧事業計画

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

ケ その他災害復旧事業計画

(3) 事業の実施

ア 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講ずる。

イ 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、火山噴出物(火山災害の場合に限る。)、災害廃棄物及び推積土砂の処理事業を行い、又は支援する。

ウ 市及び県は、県道又は市町村道の災害復旧に対して、高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

エ 県は、災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所では、可能な限り応急対策を行う。なお、土砂災害防止対策は、土砂災害の危険性が低くなり、工事の安全性が確保されるとともに、施工方法・施工計画等の策定を踏まえて実施する。

オ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

カ 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(4) 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助するもの

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

ウ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）

エ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

キ 予防接種法（昭和23年法律第68号）

ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

ケ その他

3 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を生かしながら、災害に強い地域づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図るものとする。

災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、市及び県は、被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

(1) 復興計画の基本方針

市は、復興の必要性が認められたとき、復興方針を策定する。

(2) 復興計画の策定

市は、住民等の意見を取り入れながら、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

ア 策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り、事業を推進するものとする。

イ 住民に対して、事業に係る説明責任を果たすよう努めるものとする。

(3) 被災前の地域課題等の考慮

市は、復興計画の策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

(4) 地域全体での合意形成

市は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

(5) 復興計画作成・遂行のための体制整備

市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国

との連携、広域調整)を行う。

(6) 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と協力し、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について必要な措置を講ずる。

4 災害復興基金の設立等

市は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

5 復興組織体制の整備

市は、災害の規模等必要に応じて、復興組織体制の整備を図り、被災者を支援する。

第2節 生活再建支援

税務課 市民課 子育て支援課
 社会福祉課 産業戦略課
 建築住宅課 会計課

市は、県及び防災関係機関と協力し、被災者の自立的生活再建を支援するため、積極的な措置を講ずるものとする。

1 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものであり、市は、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。

その主な内容は次のとおり。

(1) 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示される。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）の区域であつて、ア～ウに規定する区域に隣接するものに係る自然災害

(2) 対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむなく解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

エ 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は、各該当欄の金額の3/4の額となる。

被害程度	支給額			計
	住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）	住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）		
全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
解体（半壊・敷地被害）		補修	100万円	200万円
長期避難		賃貸（公営住宅以外）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸（公営住宅以外）	50万円	100万円
中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸（公営住宅以外）	25万円	25万円

(4) 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

(5) 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、（公財）都道府県会館が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。

(6) 支援金支給手続き

被災者世帯主は、被災住所地の市に支給申請書を提出する。提出を受けた市は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である（公財）都道府県会館へ送付する。送付を受けた（公財）都道府県会館は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

(7) 受付体制の整備

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、り災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

(8) 独自支援措置の検討

市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講ずることができるよう、必要な措置を講ずるよう努める。

2 資金の貸付け

(1) 災害援護資金

ア 市は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害救護資金の貸付けを行う。

イ 市は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

ウ 県は、市による貸付けに関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、市に対し指導助言を行う。

(2) 母子父子寡婦福祉資金

県は、市との緊密な連携の下に、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。

(3) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要となる経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

ア 貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。

イ 資金の貸し付けに併せて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。

ウ 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

※生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付限度

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内	6月以内	7年以内

(4) 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

また、必要に応じ、市と協調して融資に対する利子補給等の処置を講ずる。

3 その他救済制度

- (1) 市は、栗原市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年4月1日条例137号）に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

(2) 県は、市による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市に対し、指導助言を行う。

4 被災者台帳

市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努める。

5 リ災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査やリ災証明書交付の担当部局をあらかじめ定め、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなどして、リ災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者にリ災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するとともに、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。

6 税負担等の軽減

県及び市は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

(1) 国民健康保険税の一部負担金の減免

ア 市は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

イ 一部負担金の減免基準は、市が基準を定め減免を行う。

ウ 県は、市による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市に対し指導・助言を行う。

(2) 授業料の減免等

ア 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮を来した生徒に対し、授業料の減免の措置を講ずる。

イ 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

(3) 介護保険料の減免

ア 市は、介護保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、介護保険料を減免する。

イ 介護保険料の減免基準は、市が基準を定め減免を行う。

(4) 保育料、特別保育料等の減免

ア 市は、災害により受けた被害の程度により、保育料、特別保育料等を減免する。

イ 保育料、特別保育料の減免基準は、市が基準を定め減免を行う。

7 通貨の供給の確保

(1) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため必要に応じ、緊急に現金の輸送、又は通信を行う必要があるとき、市は、関係行政機関等と密接に連絡を取り、各種輸送、通信手段の確保を図るものとする。

(2) 金融機関の営業開始、休日の臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券の引換え措置等について、市は、金融機関と協力し速やかに周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

8 雇用対策

市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

9 相談窓口の設置

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第3節 住宅復旧支援

市及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

1 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被災市町村と協調して住宅再建のための支援の処置を講ずる。

2 住宅の建設等

市及び県は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

ア 市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借り上げる。

イ 市は、災害公営住宅の建設等を行う場合、県の指導・支援を得て実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、公募によらず入居できる措置等を講ずる。

第4節 産業復興の支援

農林畜産課 産業戦略課

市は、被災した中小企業者及び農林業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるものとする。

1 中小企業金融対策

市は、被災した中小企業者に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、国、県、信用保証協会及び金融機関等に対して、災害復興資金のより円滑な融通を図れるよう要請する。

2 農林業金融対策

県は、市町村や関係融資機関と協力して、既借入制度資金の償還条件の変更や県単災害対策資金の創設など、円滑な災害復興資金の融通を図るとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和や天災融資法の発動、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。

第5節 都市基盤の復興対策

農業政策課 建設課 都市計画課
経営課 施設課 市民協働課

市は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために、都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティや被災者の心の健康の維持を含め、物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

1 想定される計画内容例

(1) 主要交通施設の整備

道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

(2) 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

(3) ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

(4) 防災基盤の整備

河川、砂防施設等地域保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第6節 義援金の受入れ、配分

社会福祉課 会計課

市は、大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

1 受入れ

(1) 窓口の決定

市、県、日本赤十字社宮城県支部及び宮城県共同募金会は、被災者の救援を目的とする義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

(2) 受入れ及び管理

市、県、日本赤十字社宮城県支部及び宮城県共同募金会等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

2 配分

(1) 配分委員会

市は、市社会福祉協議会と協議の上、義援金の受入団体及び関係機関等の代表者からなる「栗原市災害義援金配分委員会」を市社会福祉協議会に設置し、配分について協議、決定する。

(2) 配分

栗原市災害義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。

義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。

第7節 激甚災害の指定

総務部 農林振興部 建設部
教育部

市は、県内において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずるものとする。

1 激甚災害の調査

(1) 県

県は、市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

(2) 市

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力するものとする。

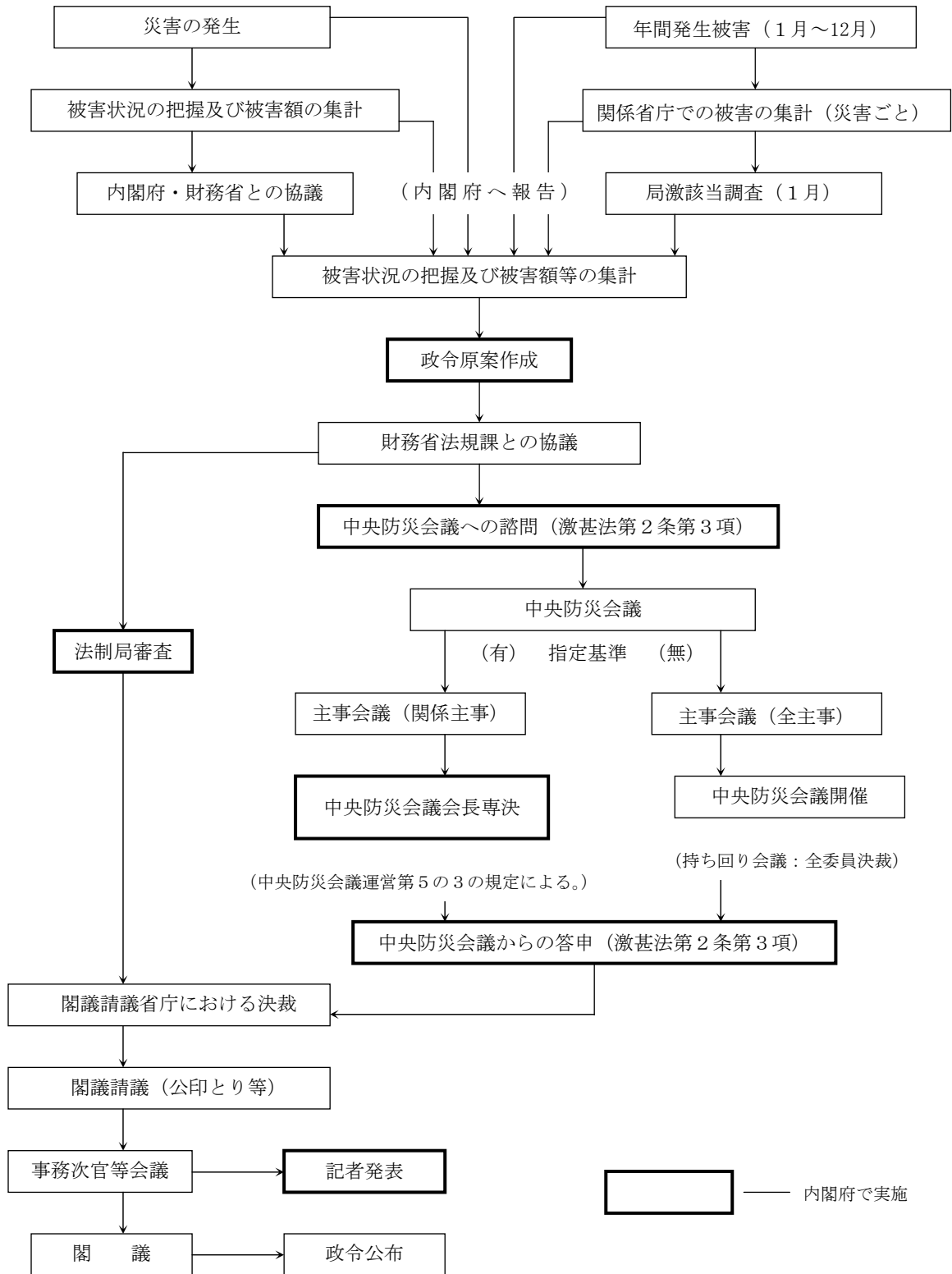
2 激甚災害指定の手続

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続をとる。

激甚災害指定事務手続

< 激甚災害（本激） >

< 局地激甚災害（局激） >



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続を行う。

3 特別財政援助の交付（申請）手続

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県はこれを受け事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続を行う。

4 激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準（本激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）

公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
- ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
- ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）
- ・ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）
- ・ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

エ その他の特別の財政援助及び助成

- ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
- ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
- ・ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
- ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

(2) 激甚災害指定基準（局地激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）

イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

ウ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

エ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

オ 中小企業に関する特別の助成（激甚法第12条、第15条）

カ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）